

プラスチック製品製造業における手工具を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	11～ 12	労働者派遣先にて、プラスチック射出成形機操作を終え、左手でカッターナイフを使ってパージ作業を行っていた際、機械の警報音が鳴ったことに驚き、慌てて作業を行ったところ、誤って右手示指にカッターの刃が接触し、第一関節から付け根にかけて切創を負った。	53	10 ～ 29
2	10～11	工場内印刷工場にて、印刷作業用シルク版セッティング作業中に、位置出し用ストッパーの貼り替え等を行っていた。当該作業の際、位置決め用のストッパーを両面テープで土台に貼り付ける為、調整貼り替え時には剥がす道具としてカッター状の刃を使用して行うが、剥がし作業時に刃先が滑り、ストッパーを押さえていた左手の甲に向かって刃先が流れ、挫創の状態となった。	48	30 ～ 49
6	20～ 21	梱包作業工程で、残業時間に作業中、プラスチック製品を専用通函に梱包中、PPバンドで縛り、そのPPバンドをカッターでカットする際、左手で押さえていた薬指に当たり、腱を断裂してしまった。また、通常はPPバンドで結束するものではなく、それ用のストッパーがあるのだが、たまたま今回はその専用ストッパーが無かった為、PPバンドで結束してしまった。次回からは、通常のストッパーで製品を押さえるようにする事で、再発防止に努めたいと考えている。	40	30 ～ 49
7	10～11	ビニールで梱包されたダンプラシートを加工するために、開封の際にカッターの刃をダンプラシートの溝にしっかりと入れていなかったため、刃がずれてしまい、右手中指を切ってしまった。	32	50 ～ 99
9	17～	工場内にある手動切断機を使ってシート状の材料を切断する作業を任されていた。材料が硬いこともあり、力の加減が難しい上、不慣れなこともあり、腕に必要以上	50	10 ～

	18	の力をかけてしまったと思われる。作業を続けているうちに腕に痛みを感じてきたが、同じ作業を続けてしまった。		29
9	10～ 11	工場において、プラスチック製品のバリ取り中に、右手でナイフを持ち力を入れた所、ナイフの刃が滑り、右中手指関節を捻挫した。	36～ 49	30
10	14～ 15	工場内にてプラスチック成形をしている機械から出てくる成形品のバリ取りをしていたら、誤って手が滑って成形品ではなく、ナイフにて左手首を刺した。	24～ 29	10
11	11～ 12	粉砕機の下で作業している時に、粉砕機の上に置いてあったハンマーが振動で落下してきて、右手の小指に落ちてしまった。	24～ 29	10
11	15～ 16	工場において、プラスチック製品のバリ取り中に左手でナイフを持ち作業していたところ、左手に力を入れたところ、ナイフの刃が滑り、左手関節を捻挫した。	36～ 49	30
12	5～6	夜勤終了作業を行っていた際、トーピードくり抜き作業（バールで、付着した餅状のプラスチックをはぎ取る作業）で、誤ってバールが滑り、胸に当たり受傷したものである。	43～ 29	10

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html